

第45回宍粟市議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成23年11月29日（火曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 11月29日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 53号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

追加日程第1 第53号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 53号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

追加日程第1 第53号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（18名）

2番 寄川靖宏 議員	3番 木藤幹雄 議員
4番 秋田裕三 議員	5番 東豊俊 議員
6番 福嶋 斉 議員	7番 伊藤一郎 議員
9番 藤原正憲 議員	10番 大倉澄子 議員
11番 實友 勉 議員	12番 高山政信 議員
13番 山下由美 議員	14番 岡前治生 議員

15番 山根 昇 議員

16番 小林 健志 議員

17番 大上 正司 議員

18番 西本 諭 議員

19番 岡崎 久和 議員

20番 岡田 初雄 議員

欠席議員（2名）

1番 岸本 義明 議員

8番 岩路 昭美 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 畑 中 正 之 君 書 記 榎 谷 米 男 君

書 記 原 田 涉 君 書 記 松 原 よしみ 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 田 路 勝 君 副 市 長 岩 崎 良 樹 君

教 育 長 小 倉 庸 永 君 会 計 管 理 者 釜 田 道 夫 君

一宮市民局副局長 中 岸 芳 和 君 波賀市民局長 上 田 学 君

千種市民局長 秋 武 賢 是 君 まちづくり推進部長 伊 藤 次 郎 君

総 務 部 長 清 水 弘 和 君

(午前 9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) 皆さん、おはようございます。

まず初めに、御報告を申し上げます。

本日、岸本義明議員、及び岩薮昭美議員より、きょうの会議を欠席する旨の申し出がありましたので御報告をいたします。

ただいまから、第45回宍粟市議会臨時会を開催いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき、今期臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長あての通知書写しのとおりであります。

報告2、本日、市長から議案1件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(岡田初雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長より指名します。

7番、伊藤一郎議員、9番、藤原正憲議員、以上、両議員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長(岡田初雄君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3 第53号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第3、第53号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) おはようございます。

随分冷え込みましたが、お元気で御参集をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、第53号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

国におきましては、10月28日の閣議において、人事院勧告の実施を見送り、東日本大震災の復興財源に充てるための、平均7.8%減額する国家公務員の給与の臨時特例に関する法律の早期成立を期することが決定されたところであります。

宍粟市としましては、従来から人事院勧告に準拠した改定を行っており、今回につきましても、人事院勧告の内容を実施することが地方公務員法に基づく民間企業との均衡を保つこととなるとの判断から、一般職の給与について、人事院勧告どおり改定することとしたところであります。

今回の改正内容は、1点目として、おおむね40歳未満の若年層職員及び医師を除いた職員の月例給を平均で0.23%、最大で0.5%引き下げるとともに、平成18年3月の給料を保障されている職員につきましては、昨年度の引き下げからさらに0.49%の引き下げをするものであります。

2点目として、平成23年度の民間との給与の整合性を図るため、今回給料表月額減額対象となっている職員について、4月に支給した給料、扶養手当、住居手当、管理職手当等を合計した額に0.37%を乗じた額の4月から11月までの8カ月分と6月に支給した期末勤勉手当の0.37%相当額の合計を12月支給の期末手当から差し引くこととするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、お願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第53号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第53号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。
委員会審査のため、暫時休憩をいたします。

午前 9時34分休憩

午前10時15分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま総務文教常任委員長から、付託しておりました第53号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第53号議案を日程に追加し、追加日程第1号として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第53号議案を日程に追加し、追加日程第1号とすることに決定しました。

追加日程第1 第53号議案

○議長（岡田初雄君） 追加日程第1、第53号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 第53号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

本日、第45回宍粟市議会臨時会で審査付託のありました第53号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本日、第18回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により、報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、平成23年9月30日の人事院勧告について、宍粟市として従来から人事院勧告に準拠した改正を行っており、今回についても地方公務員法に基づく民間企業との均衡を保つこととなる判断の中から、一般職の給料について、人事院勧告どおりの改定をするものというものです。

今回の改正は、おおむね40歳未満の若年層職員及び医師を除いた職員の月例給を平均で0.23%、最大で0.5%引き下げるとともに、平成18年3月の給料を保障され

ている職員については、さらに0.49%の引き下げをするものであり、全体で影響額といたしまして765万4,000円相当、宍粟市の財政状況からやむを得ず、職員には厳しい状況であります。現状認識を新たにさせていただき、さらに職務に精励されることを望み、第53号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について賛成多数で原案を可決するものと決しました。

なお、職員の該当数は現行職員722名中約40%の人数に相当します。304名が該当いたします。全体の影響額は先ほど申し上げましたとおり765万4,000円であります。

以上、賛成多数で原案を可決したものであります。以上、報告いたします。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようであります。討論なしと認めます。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第53号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第53号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡田初雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期臨時会に付託されました案件はすべて議了いたしましたので、閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、第45回宍粟市議会臨時会は、これをもって閉会といたします。

大変どうも、御苦勞さまでございました。

(午前 10 時 20 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岡 田 初 雄

宍粟市議会議員 伊 藤 一 郎

宍粟市議会議員 藤 原 正 憲